

産業保健情報誌

産業保健

こうち

産業医・産業看護師・衛生保健官等の産業保健関係者の活動を支援します。

2007.9

第19号



独立行政法人労働者健康福祉機構

高知産業保健推進センター

産業保健 こうち

- ご挨拶**
高知県医師会における産業医活動
1 (社)高知県医師会 産業医部会担当 常任理事 田中 誠
-
- 労働衛生工学シリーズ**
防毒マスクを使用・保守管理する上での注意点について
2 労働衛生工学相談員 中西 淳一
-
- 相談員の窓**
食事を自分の頭で考える大切さ
高知産業保健推進センター特別相談員
4 高知女子大学/高知女子大学大学院 教授 川村 美笑子
-
- 高知労働局からのお知らせ**
6 定期健康診断結果について 労働基準部安全衛生課
8 職業性疾病の推移
9 仕事と子育ての両立支援を進めましょう! 雇用均等室
-
- トピックス**
1 幡多医師会館で「産業医研修会」を開催
2 「産業保健セミナー」で「AED取扱講習」を開催
3 全国安全週間説明会・安全衛生大会等に出展
4 平成19年度四国ブロック
産業保健センターコーディネーター会議開催
-
- 13 関係機関・団体からのお知らせ**
産業医の選任でお困りではないですか
高知市医師会産業医部会
(財)労災保険情報センターのご紹介
労災保険情報センター高知事務所
-
- 厚生労働省委託事業**
14 母性健康管理研修会のご案内
-
- お知らせ**
15 産業医学研修会のご案内
17 産業保健セミナーのご案内
18 産業看護職研修のご案内
19 復職支援ワークショップのご案内
20 産業医学研修会・母性健康管理研修会・産業保健セミナー等受講申込書
21 高知県精神保健福祉大会・精神保健シンポジウムのご案内
-
- 22 高知産業保健推進センター相談員のご紹介
-
- 23 平成19年度 産業保健相談員勤務表
-
- 24 「こうちさんぽメールマガジン」の配信希望案内について
-
- 25 助成金事業のご案内

高知県医師会における産業医活動

新高知県医師会 産業医部会担当
常任理事 田中 誠



平成2年4月、日本医師会は産業医の資質向上と産業医活動の活性化を図る目的で認定産業医制度を発足、その制度を受けて高知県医師会産業医部会も各種研修に取り組み、平成5年3月の移行期限には114名の認定産業医が誕生した。その後現在まで毎年の産業医研修活動を実施し、その資質向上を目指し産業医普及に力を注いできた結果、平成19年7月現在、高知県医師会の日医認定産業医登録数は429名になった。

しかし高知県の産業実態は従業員50人未満の事業所が95%以上を占め、職場における健康づくり体制に不利な状況下にある労働者の方々が多く、職場における健康管理活動は充分とは言えない現況にある。とりわけ高知県においては自殺者が多く、過重労働、メンタルヘルス面のサポートは喫緊の課題となっている。

そのような労働者の方々と産業医のかかわりに欠かせない都道府県内地域産業保健センターは、平成5年高知に、平成6年須崎に、平成7年安芸に、そして平成8年中村にと各労働基準監督署管内に順次設置され、現在では各郡市医師会と労働基準監督署管内での区分調整が行なわれ、高知地域産業保健センターは高知市および土佐長岡郡医師会、須崎地域産業保健センターは高岡郡および吾川郡医師会、安芸地域産業保健センターは安芸郡および香美郡医師会、中村地域産業保健センターは幡豆医師会とそれぞれ各エリアを担当し、健康相談窓口および移動相談窓口を設置、個別訪問指導、健康相談、健康診断事後措置、産業保健情報提供等に関し活発に活動している。

また、平成5年より各都道府県単位の整備が進められてきた産業保健推進センターは、平成13年度に高知産業保健推進センターとして全国40番目に設置され、当高知県医師会も産業保健推進センター運営委員の一員として運営協議会等を通じ各種事業の計画に携わらせて頂いている。

このように現在、高知県医師会産業医部会は、産業医基礎研修・専門研修・資質向上研修等の各種研修会開催を主とし、高知産業保健推進センター事業推進と支援、各地域産業保健センター事業推進と支援、メンタルヘルス対策推進事業推進と支援、各種産業保健関連学会・研修会への参加と協賛・支援を推進し、医療を通じて地域社会への貢献を推進しているところである。

防毒マスクを使用・保守管理する上での 注意点について

労働衛生工学相談員
中西 淳一



1. はじめに

有機溶剤を取り扱う作業場では、保護具を着用しなくてもよい作業環境とするための改善を行うことが必要です。臨時の作業等で作業環境の改善効果が期待できない場合や、作業環境の改善を進めた上で作業員への有機溶剤のばく露をさらに少なくするために保護具を使用するのが正しい保護具の使い方と言えます。

有機溶剤を取り扱う作業の際に使用する保護具には、吸入による健康障害または急性中毒を防止するための有機ガス用の防毒マスクや送気マスク等の呼吸用保護具と、皮膚接触による吸収や皮膚障害を防止するための不浸透性の保護服、保護手袋および保護長靴等の労働衛生保護衣類があります。

今回は、有機ガス用に使用される防毒マスク用吸収缶の破過時間についての注意点をご紹介します。今回は、防毒マスクを使用・保守管理する上での注意点についてご紹介します。

2. 防毒マスク使用時の注意事項

- (1) 防毒マスクは酸素濃度18%未満の場所では使用してはならない。
- (2) 防毒マスクを着用しての作業は、通常より呼吸器系等に負担がかかるので、呼吸器系等に疾患のある作業員については、防毒マスクを着用しての作業が適当であるか否かについて産業医等に確認すること。
- (3) 防毒マスクを着用する前には、その都度、着用者に防毒マスクの各 부품の状態や取り付けが正しいことの点検を行わせること。また、予備の防毒マスクや吸収缶を用意しておくこと。未使用の吸収缶は、製造者が指定する保存期間内であって、包装が破損せず気密性が保たれていること。
- (4) 防毒マスクの使用時間について、当該防毒マスクの取扱説明書や破過曲線図および製造者等への照会結果等に基づいて、有害物質の濃度や環境温度および湿度等の状況に対して余裕のある使用限度時間をあらかじめ設定すること。吸収缶に添付されている使用時間記録カードに使用時間を必ず記入し、使用限度時間を超えて使用させないこと。
- (5) 防毒マスク使用中に有害物質の臭気等を感知した場合は、ただちに着用状態の確認を行わせ、必要に応じて吸収缶を交換させること。
- (6) 一度使用した吸収缶は、十分な除毒能力の残存が確認できるもののみを再使用することができる。ただし、メタノールや二硫化炭素等、破過時間が試験ガスよりも著しく短い有害物質に対して使用した吸収缶は再使用させないこと。
- (7) 顔面と面体の接顔部の位置やしめひもの位置および締め方等を適切にさせること。しめひもは耳にかけず後頭部において固定させること。
- (8) 防毒マスク着用後、空気の漏れ込みがないことをフィットチェッカー等を用いて確認させること。
- (9) 次のような防毒マスクの着用は行わせないこと。
 - a. タオル等を当てた上から防毒マスクを着用すること。
 - b. 接顔部に「接顔メリヤス」等を使用すること。
 - c. 着用者のひげ、もみあげ、前髪等が接顔部に入り込んだり、排気弁の作動を妨害するような状態で使用すること。

- (10) 防じんマスクの使用が義務付けられている業務において防毒マスクの使用が必要な場合には、防じん機能を有する防毒マスクを使用させること。吹き付け作業等のように防じんマスクの使用義務のない業務であっても、有機溶剤の蒸気と塗料の粒子等が混在している場合は、同時に、防じん機能を有する防毒マスクを使用させること。

3. 防毒マスクの保守管理上の注意事項

- (1) 予備の防毒マスクや吸気缶およびその交換部品を常時備え付け、適時交換して使用できるようにすること。
- (2) 使用後は有害物質や湿気の少ない場所で、各部品の状況と吸気缶の固定不良や破損等の状況を点検し、手入れを行うこと。取扱説明書に特別な手入れ方法が記載されている場合はその方法に従うこと。吸気缶は、充填材の吸湿または乾燥等により能力が低下するものが多いので、使用前まで密封しないこと。
- (3) 次のいずれかの場合は、防毒マスクの部品を交換または防毒マスクを廃棄すること。
- a. 吸気缶が破損もしくは著しい変形が認められた場合、またはあらかじめ設定した使用限度時間に達した場合。
 - b. 吸気弁、面体、排気弁等が破損、き裂もしくは著しい変形を生じた場合、または粘着性が認められた場合。
 - c. しめひもが破損した場合、または弾性が失われ、伸縮不良の状態が認められた場合。
- (4) 点検後は直射日光が当たらない湿気の少ない清潔な場所に専用の保管場所を設け、管理状況が容易に確認できるようにすること。保管の際は、積み重ねや折り曲げ等による破損等の異常を生じないようにすること。
- なお、一度使用した吸気缶を保管すると、一度吸着された有害物質が脱着して経過時間が経過直前より推定した時間より著しく短くなる場合があるので注意すること。
- (5) 使用済みの吸気缶を廃棄する際は、吸気剤に付着した有害物質が蒸発したり、吸着剤が飛散しないように、密閉または袋に包めた状態で廃棄すること。

4. 最後に

事業者は、衛生管理者、作業主任者等の労働衛生に関する知識と経験を有する者のうちから、各作業ごとに防毒マスクを管理する保護具着用管理責任者を指名し、防毒マスクの適正な保守管理に当たらせると共に、作業に選した防毒マスクを提示し、防毒マスクを着用する労働者に対し、当該防毒マスクの取扱説明書やガイドブックおよびパンフレット等に基づき、防毒マスクの適正な装着方法と使用方法および面体と面体の密着性の確認方法について十分な教育や訓練を行うことが必要です。

各作業場所におじた防毒マスクの選択方法や費用削減等につきましては、お気西に当センターにご相談下さい。



食事を自分の頭で考える大切さ

高知医療保健推進センター 特別相談員

高知女子大学/高知女子大学大学院 教授 川村 美咲子



栄養素に関する知識や知らぬ情報を頼りに、食事は慣りがちでもサプリメントや栄養ドリンクを摂っているから大丈夫という人も増えている。「食事は誰でも毎日当たり前にしているため、「正しくできている」「見直す必要なんかない」と勘違いしている人が多いのも事実」である。しかし、ヒトは生命の営みと健康の維持・増進のために適切な食物を欠くことができないし、その食べ方も重要である。医師、料理家で文化人でもあったフランスのブリア・サバランの言葉に「国民の健康は、その食べ方の知恵による」が健康ある人にして始めて食べ方を知る」とある(19世紀)。

生活リズムの乱れが何故悪い？

動物の生理機能には日々のリズムが認められるが、このリズムを生み出す機構の一つに生物時計(体内時計)がある。生物時計からの時刻情報により発生する周期性のある現象(生体リズム)のうち、周期がほぼ24時間に近い時、このリズムを概日(がいじつ)リズムという。生活リズムが乱れるということは、この概日リズム周期が24時間から外れてくることで、専門的にはこの現象を内的脱同調という。こうなると睡眠期に現れていたリズムが覚醒期にも現れたりして、生体機能の時間的秩序が乱れてくる。またこの時、不眠や昼間の眠気、作業効率の低下など精神的・身体的不調が生ずることがある。

生物時計によって、ある生理機能が最大の能力を発揮する時刻は決まっている。ヒトなど昼行性動物では、体温や心臓循環器機能は昼に上昇し、夜に低下する。高体温時に作業能力が増加するので、昼間の身体活動に都合がよい。逆に、夜の作業は効率が悪く、激しい運動は身体により多くの負担をかける。消化・吸収機能にも昼が高く夜に低いリズムがある。内分泌系・免疫系には特に顕著な24時間リズムが認められ、生体活動や生体防御の最適化を図っている。視覚と生体リズムに関しては、睡眠や胃液の分泌リズムには食事の時間帯や内容に影響を受けない内因性の成分も含まれる。食事に対する胃腸ホルモンやインスリン分泌などにも24時間リズムがある。毎日同じ時刻に食事を摂るとインスリンの分泌はよくなる。24時間連続して寝る栄養を受けているヒトでは、体温や血中コルチゾールの24時間リズムが消失している。

心と栄養は関係ない？

現代日本はストレスの大きい社会であり、その反映として3万人以上の方が自殺で命を失い、自殺を試みる人を含めると27万人から30万人とも言われている。心の問題あるいはストレスに対して食事や食習慣の改善の効果が重要と著せられている。質食による食生活によってストレスが増大したり、ストレスによって摂食障害が起こることが知られている。さらに、食や栄養によるストレス調節の例としては、適切な食により生活リズムや心の安らぎが得られることから、子どもの精神発達や人格形成に栄養は非常に重要とされる。外国では脳機能や心に作用する食品としてブレインフードという新しい概念も生まれている。

現在、国内外でカナダ機能性医療センターを中心に、注意欠陥多動性障害(ADHD)と脳機能を中心とした栄養素の役割に関する研究が行われている。ADHDの子もたちはそうでないグループに比べて、脳への血流量低下や栄養不足、神経伝達物質、小腸粘膜毛の透過性、腸内細菌叢に違いがあることがわかってきている。

脳への栄養物質の取り組みは血液脳関門(BBB)を通じて行われる。BBBの特殊機能によって脳機能は正常に保たれているが、この関門が損傷されれば脳に不寛容な環境を作り出すことは困難になり、その機能の低下につながる。生体が異常な状況(ストレス、アシドーシス等)に陥った場合、BBBの機能が変化し、通常では透過しない食物成分が脳内に輸送され、脳機能(食欲、睡眠、注意力、記憶、学習、情動、パフォーマンス、感受性など)に影響を及ぼしていると推定される事例も知られてきている。単糖類因子(必須微量栄養素: ビタミン、ミネラル)が、BBBの完成した脳においても、特に体内で合成されない微量成分の喪失(欠乏・過剰)が、BBBの透過性や神経伝達物質の喪失を介して脳機能にまで影響を与えることを、実験動物を用いて世界で初めて明らかにしている。

？ 空腹を満たすだけで何故悪い？

食事は人が生きていくために欠かせないことですが、ただ空腹を満たすだけのものではない。人間の一生(ライフステージ)には、さまざまな段階(胎児期、新生児期、乳児期、幼児期、学童期、思春期、青年期、成人期、高齢期、妊娠・授乳期)があるが、各期はそれぞれ独立したものではなくライフステージの一つの過程であり、次の期の前段階である。しかし、各期にはそれぞれ生理的に大きな違いがあり、栄養的にもそれぞれ異なった対応や配慮が必要である。年齢だけでなく、その時の体調によって、必要な食事は違ってくる。遺伝的要因があっても食生活要因が陵駕するという研究も出されてきている。数年前、県内で開催された「赤ちゃん会」の会場で、子供が肥満にならないようにと、人口甘味料をお湯にとかして飲ましていたお母さんのことが忘れられない。子どもは発育段階にあるということをしかり認識しておれば、大人も子どもも内容、量ともに同じ食事がふさわしいとは思えなくなるはずである。ハムを食べたからといって、身体の中をハムのままで動くことはなく、どの程度消化されるのか、吸収されるのか、栄養的価値があるかは、その人の栄養状態によってもかわってくるのである。食物成分と人体の成分を水を除いて比較すると、前者では糖質が最も多い(13.6%)が、後者ではたんぱく質・脂質が多く(18%,17%)、次いでミネラル(4.5%)、糖質が最も低い(0.5%)ことから、食物は必ず消化、すなわち分解されて、体内で再構築されることがよく分かる。

また、私たちを取り巻く生活環境の多様化に伴い、労作、スポーツ、精神活動、ストレス時、その他の特殊環境(高温、低温、低圧、高圧、無重力)での生活や労働条件下にあるヒトは、ライフステージとは別に、栄養的にもそれぞれの独特の環境における対応や配慮が考えられなければならない。運動が日常的に行われるようになってきているが、スポーツドリンクの過剰摂取でビタミンB1欠乏も確認されている。脱水で医師から水分補給にスポーツドリンクを薦められ、多飲の末、体調不良で救急外来にかつぎこまれてみれば高血糖が判明し一命を取り止めた例もある。

？ 消化管を健康に保つには？

人はなぜ経口的に食物を摂らなければならないのか。小腸粘膜の構造と機能に食物摂取がいかなる栄養生理学的意義をもっているのか、また食物が腸を経るといことが代謝にどのような影響をもつのか。すなわち、血液の中に栄養成分を直に取ればよいというものではなく、消化管を使うこと、消化管に物理的刺激があり、消化された栄養素が小腸粘膜を通過することで、生体そのものの健康が保持される。筆者らのこの研究はアメリカの宇宙食の考え方にも採用された。小腸を経ない、あるいは小腸をほとんど使用しないで栄養を摂取する方法(静脈栄養や鼻空チューブ栄養等)では、小腸粘膜の形態や機能に異常が起きることも分かった。今日、臨床・介護の場において、経口的に栄養を摂取することの大切さが説かれたしたのは、このような理由にもよる。

急増している生活習慣病には、特定の原因がなくリスクファクター(危険因子)が存在し、しかも因子が多様で個々に違う。また、長年かかって発症するために移行期があり、逆にいうと予防するのに十分な時間がある。現在の健康状態・栄養状態をよりよくしていくことが目的になる。そのためには現在の状態をきっちり把握しないとイケないので、健康・栄養・生活情報のアセスメントが必要になる。

「ただ栄養成分を取ればよいというものではありません。五感を活用し、よくかんで味わいながら、消化器を使うことで生体そのものを元気にすることが必要なのです。脳の発育にも大きく関係していますし、そのためにも朝食から決まった時間に食べるという生活リズムで体を整え、いろいろな食品を食べることが基本。まずは情報の受け取り方を見直し 行動を変えていくことが第一歩です」 自分の将来の健康な姿をイメージしながら、毎日の食事を考えることが重要です。「食事は、色どりを考えるだけでもぐんとバランスが良くなります。毎日のことですから、改善していくには根気が必要。今の食生活を少しよくしてみようという気持ちで始めてください」

「白、黒、赤、黄、緑」の五色、どんな食品が浮かびますか？

定期健康診断結果について

高知労働局労働基準部安全衛生課

事業場における健康診断は、職場における健康を阻害する諸因子による健康影響の早期発見及び労働者個人あるいは事業場全体の総合的な健康状況を把握するだけでなく、労働者が当該作業に就業してよいか、当該作業に引き続き従事してよいかなどを判断するものです。さらに、健康状況を経時的変化を総合的に把握したうえで、保健指導、作業管理あるいは作業環境管理にフィードバックしていくものです。

したがって、健康診断の結果は、労働衛生管理を進めていくうえで、個々の労働者や事業場にとって極めて重要な情報であります。

1 一般定期健康診断結果

高知県における一般定期健康診断の結果において、何らかの所見を有する労働者の割合は増加傾向にあり、平成18年は49.80%となっています。(図1参照)

健康診断項目別にみると血中脂質、肝機能、血圧等生活習慣に関連の深い項目において有所見率が高くなっています。(第1表参照)

したがって、健康診断結果について経時的な変化に留意しながら疾病の早期発見と予防のための適切な労働衛生管理が重要であります。



第1表 平成18年 定期健康診断結果報告による有所見率(%)

業種	項目	聴力	聴力	胸部X線	血圧	貧血	肝機能	血中脂質	血糖	尿	尿	心電図	有所見
		(1000HZ)	(4000HZ)							(糖)	(蛋白)		
全産業	高知	3.50	8.65	4.05	13.05	7.21	16.19	26.42	8.94	2.71	3.38	9.58	49.80
	全国	3.64	8.16	3.94	12.48	6.89	15.13	30.13	8.37	2.95	3.74	9.14	49.12
製造業	高知	4.02	12.26	2.30	14.62	5.98	20.53	24.45	9.33	2.25	2.53	6.32	51.66
	全国	4.02	10.46	3.64	13.16	6.52	15.97	30.39	8.71	3.04	3.29	9.17	48.73
建設業	高知	3.64	15.95	3.32	13.36	3.96	24.56	24.48	11.82	4.22	3.13	6.19	55.67
	全国	3.65	11.84	4.48	14.83	6.09	22.02	33.65	11.13	4.04	4.42	9.61	58.24
運輸交通業	高知	3.24	12.11	3.28	21.79	6.79	27.05	34.99	13.96	7.08	4.53	10.65	62.29
	全国	4.95	14.41	5.19	18.71	6.79	20.23	36.47	13.63	6.39	4.69	11.01	56.99
農林業	高知	1.69	11.30	1.88	15.49	3.39	18.08	20.34	6.18	4.58	3.59	6.11	51.64
	全国	5.91	18.44	5.17	16.92	7.25	18.99	32.53	10.25	3.97	4.13	13.44	63.10
三次産業	高知	3.35	6.23	4.70	11.83	7.91	13.09	26.48	8.16	2.35	3.55	10.93	47.67
	全国	3.17	5.40	3.94	11.08	7.16	13.67	29.01	7.38	2.37	3.87	8.81	47.84

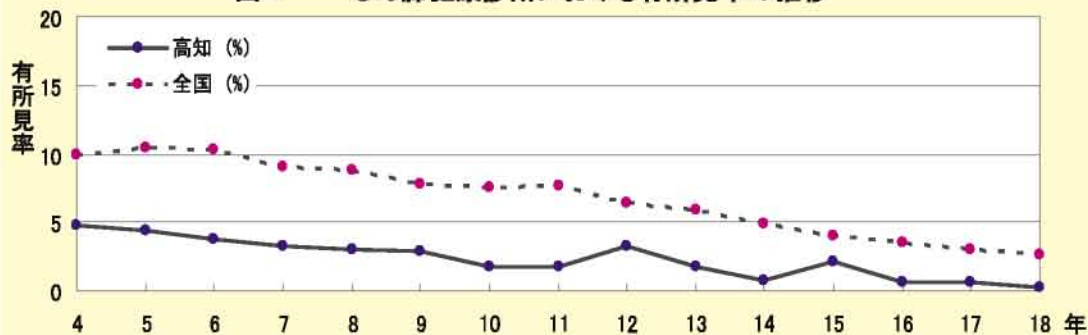
2 有害業務に係る健康診断結果

(1)じん肺健康診断

じん肺の予防、健康管理等を行うため、じん肺法では、就業時健康診断、定期健康診断、離職時健康診断の実施について定めています。

常時粉じん作業に従事する労働者、又は常時粉じん作業に従事したことがある労働者であってじん肺管理区分が2又は3の者については、定期的にじん肺健康診断を実施するよう定めています。

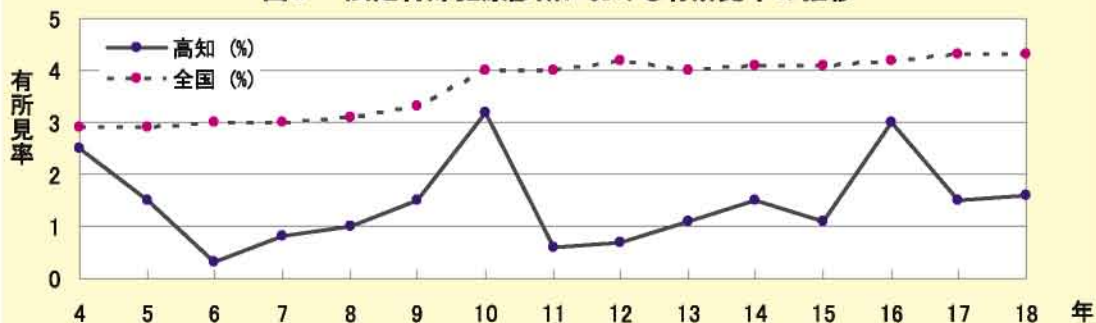
図2 じん肺健康診断における有所見率の推移



(2)法定特殊健康診断

有機溶剤、鉛、特定化学物質、電離放射線等の有害業務については法定の特殊健康診断が義務付けられており、高知県内における平成18年の有所見率は1.6%となっています。

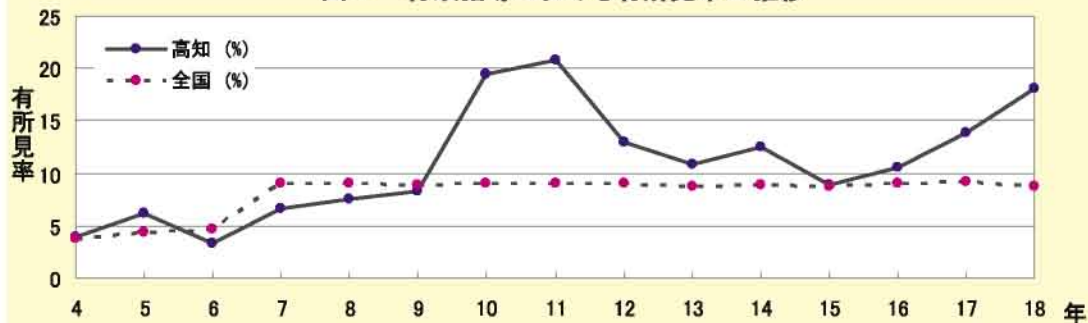
図3 法定特殊健康診断における有所見率の推移



(3)行政指導

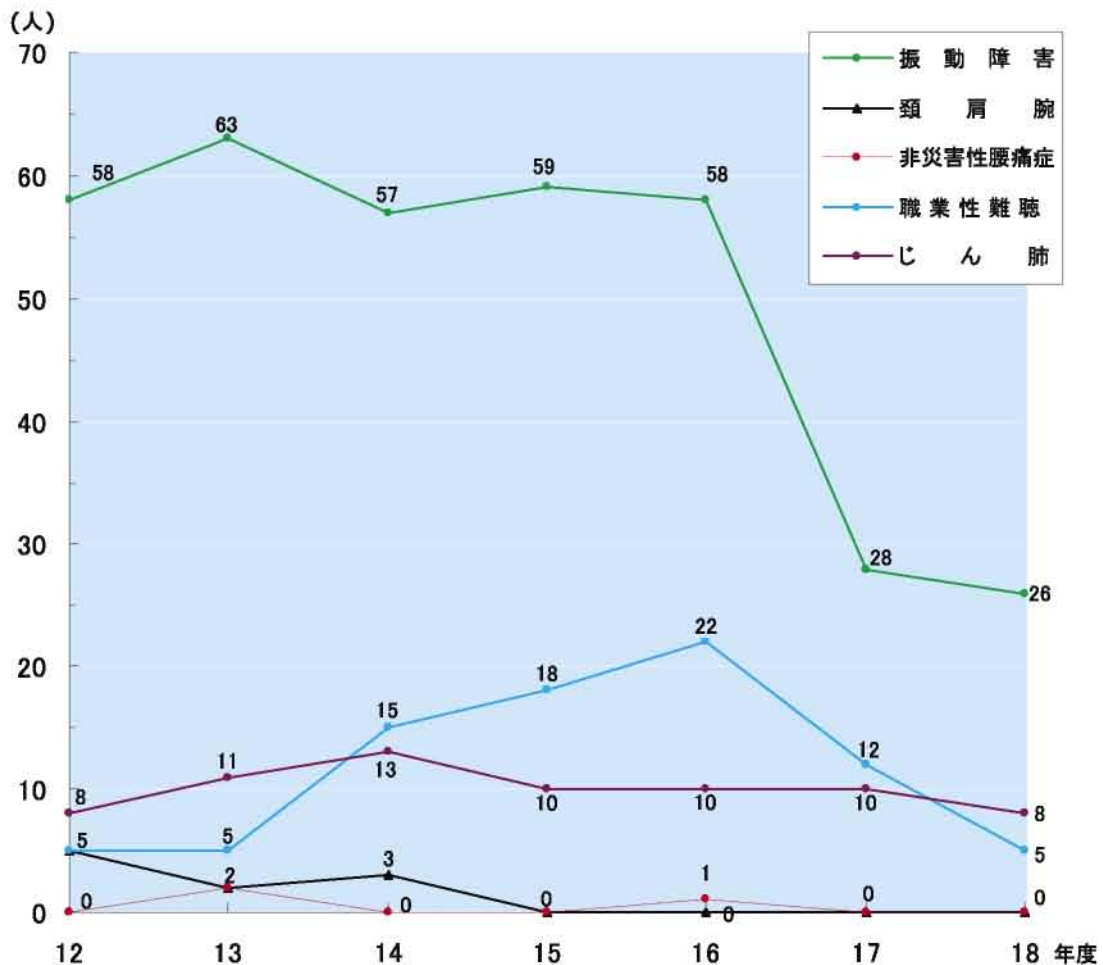
法定の特殊健康診断のほか、騒音作業、振動工具取扱作業、重量物取扱作業等の有害業務については行政指導による特殊健康診断が義務付けられており、高知県内における平成18年の有所見率は18.0%となっています。

図4 行政指導における有所見率の推移



職業性疾病の推移

職業性疾病の労災保険による認定状況を見ると、平成18年には振動障害が26人、職業性難聴5人、じん肺8人、脳血管疾患2人、虚血性心疾患1人、精神障害1人となっています。



職業性疾病の推移（労災保険による認定者）

年 度 別	12	13	14	15	16	17	18
振 動 障 害	58	63	57	59	58	28	26
頸 肩 腕	5	2	3	0	0	0	0
非災害性腰痛症	0	2	0	0	1	0	0
職 業 性 難 聴	5	5	15	18	22	12	5
じ ん 肺	8	11	13	10	10	10	8

注：一人親方を含む。

脳血管疾患	0	4	0	3	0	5	2
虚血性心疾患等	0	0	1	2	0	0	1
精神障害	0	1	1	0	1	0	1

仕事と子育ての両立支援も進めましょう！



<少子化の急速な進行に歯止めをかけるために>

日本の少子化が急速に進行し、これを放置しておけば、わが国の経済社会に深刻な影響を与えることが懸念されています。人口を維持するのに必要な合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）は、2.08とされていますが、2005年の合計特殊出生率は1.25となり、過去最低を更新しました。本県では、2005年の合計特殊出生率は1.30と全国平均を上回っているものの、出生数は年々減少傾向にあり、平成2年から死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。

少子化の原因の一つとして、子育てにかかる費用が増加していることや育児への負担感に加え、仕事と子育ての両立に対する負担感も指摘されています。これらの問題に対応するためには、保育所の整備など行政の取組も大切ですが、それぞれの企業においても、「ワーク・ライフ・バランス」（従業員の仕事と生活の調和）の実現に向け、働き方の見直しや職場風土の改革など働くことと子育ての両立のための職場改革が求められています。



<仕事と家庭を両立しやすい勤務制度>

育児・介護休業法に基づき、労働者は、子が1歳に達するまでの間（子が1歳を越えても休業が必要と認められる場合には、子が1歳6か月に達するまで）育児休業を取得できます。なお、妻が専業主婦であっても、少なくとも産後8週間までは、男性労働者も育児休業を取得できます。また、事業主は3歳に達するまでの子を養育する労働者に対しては、勤務時間短縮等の措置を講じるよう定められています。さらに、小学校入学前の子を養育する労働者は、時間外労働の制限の制度、深夜業の制限の制度、子の看護休暇制度などが採用できます。

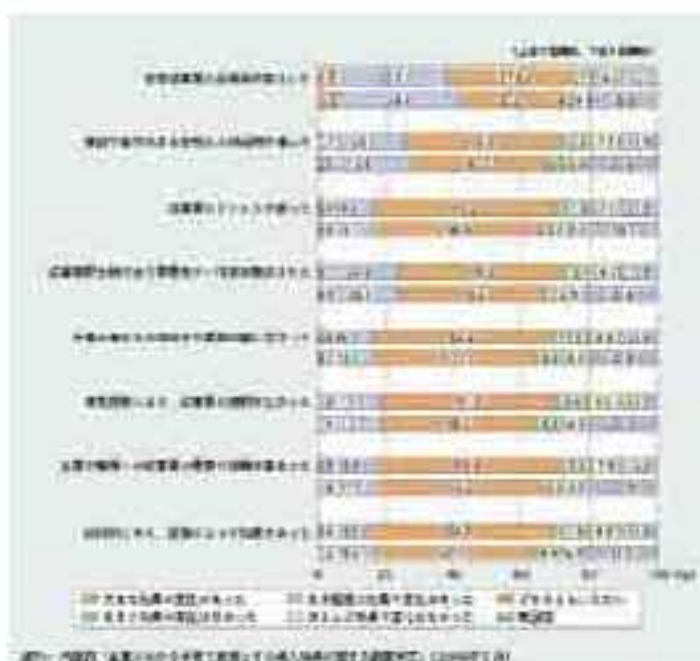
<一社事業主行動計画とは>

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるため、「次世代育成支援対策推進法」が成立し、平成17年4月に施行されています。この法律では、国や地方公共団体による取組とともに、労働者が仕事と子育てを両立させ、少子化の恐れを憂えるため、事業主にも次世代育成支援のための行動計画を策定・実施していただくこととしています。



<企業の維持・発展のために>

両立支援策導入・実施による効果・変化



仕事と家庭を両立しやすい勤務制度を整備することは、企業にとって負担と感じられるかもしれませんが。

2006年9月に、内閣府が行った調査によれば、仕事と子育ての両立支援策の導入による経営への効果を聞いたところ、「女性従業員の定着率が向上した」と「意欲や能力のある女性の人材活用が進んだ」の2つが上位にあげられています。このほか、「従業員同士が助け合う雰囲気や一体感が醸成された」等の効果もあげられています。

また、長期的な視点からみると、女性の人材活用のほかに「従業員同士が助け合う雰囲気や一体感が醸成された」、「育児経験に

より視野が広がった」、「企業や職場への従業員の愛着や信頼が高まった」、「仕事の進め方の効率化や業務改善に役立った」の項目について、「大きな効果や変化があった+ある程度の効果や変化があった」が「あまり効果や変化がなかった+ほとんど効果や変化はなかった」を上回る結果とされています。

仕事と家庭の両立を進めることは、従業員の「やる気」や「働きがい」を引き出し、モラルや会社への無気負感を高め、その結果、仕事の効率性や職場が活性化し生産性が向上するなど、経営に大きなプラス効果をもたらすことが期待できます。

<認定を受けて企業のイメージアップを>

一般事業主行動計画を策定・実施し、一定の要件を満たす場合には、厚生労働大臣が「次世代育成支援対策に積極的に取り組んでいる企業」として認定する仕組みがあります。認定を受けると認定マーク「くるみん」を利用することができます。このマークはいわば、「働きがいがあり、働きやすい企業」「社員を大事にする企業」を意味しているといえるでしょう。このマークを求人広告、自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺などにつけて対外的にアピールすることで、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待できます。



高知県労働局・次世代育成支援対策推進課
 に関するお問い合わせは
 高知労働局 雇用均等課
 〒780-8548 高知県高知市中央4-1-2
 TEL 088-855-6041 FAX 088-855-6042

トピックス1

新多摩館会場で「産業医学研修会」を開催

平成19年5月24日、四万十市福多医療会館で「じん肺フィルムの撮影」をテーマとする「産業医学研修会」を開催しました。当センターでは、毎月1回を原則に、産業医の先生方を対象とする「産業医学研修会」を実施していますが、幡多地域での実施は初めてでした。

当日は、当センターの藤岡茂治基幹相談員から胸部エックス線フィルム撮影に関する基本的事項が解説されたあと、じん肺の標準フィルム及び各種変例のフィルムが提示され、撮影方法やじん肺診断書への型・区分の記入方法について、研修がすすめられました。やや参加者が少なかったのが残念ですが、シャークカステンを囲んで熱心な質疑や意見交換があり、有意義な研修会となりました。



産業医学研修会の様子

当センターの産業医学研修は高知県医師会と共催で実施しており、日本医師会認定産業医制度の基礎研修(後期)及び生涯研修の単位を取得しています。産業医の先生方のご参加をお待ちしております。

トピックス2

「産業保健セミナー」で「AED実践演習」を開催

平成19年5月30日、当センター研修室でAED(自動体外式除細動器)を使って、心肺蘇生法に関する実地研修会を開催しました。

当日は、高知市中消防署の救急隊員から応急手当の基礎知識等の説明を受けた後、それぞれ3班に分かれ、実際の事故現場を想定したAED使用による心肺蘇生法等の実習が行われました。参加者の皆さんはトレーニングマネキンを囲み交代で救命処置等の手順について、丁寧に指導をしていただきました。救急隊員から「ショックボタンを押す際は、必ず傷病者から離れ、さらに誰も傷病者に触れていないことを確認します。」との説明時には、参加者から「えっ、体に触れていたら感電する危険があるがや、やっぱり実際に研修を受けてみると知らんことがいっぱい、受けて良かった。」という感想が



産業保健セミナーの様子

寄せられるなど研修は熱気あふれるなかにも和やかな雰囲気ですすめられ、有意義な研修会となりました。

当センターでは産業保健セミナーを毎月2回程度、テーマを変え実施しております。皆様方のご参加をお待ちしております。

トピックス3

全国安全週間関係大会・安全衛生大会等に出展

全国安全週間準備期間中の平成19年8月4日～15日の間、県下各地区において各労働基準監督署と各地区労働基準協会との共催による全国安全週間説明会(18会場)が開催されました。また、全国安全週間中の7月2日には高知県民文化ホールにおいて第43回高知県産業労働災害防止大会(高知県労働災害防止協会高知県支部主催)、7月4日には須崎市市民文化会館において第30回須崎地区安全衛生大会(須崎労働基準協会主催)、7月5日にはホテルタマイで第43回全国安全週間安芸地区大会(安芸労働基準協会主催)がそれぞれ開催されました。

当センターは高知市、須崎市及び安芸市の説明会・大会(全8会場)に参加、ブースを出展



高知・利用促進の様子

し、センターの業務案内パンフレット、助成金事業及び産業保健関係の各種冊子等資料の配布、血圧計設置、ピアオの貸出し等産業保健推進センターの周知と利用促進を行いました。(8会場参加者数984人)

トピックス4

平成18年度四国ブロック産業保健センターコーディネーター会議を開催

平成19年7月26日、高知バレスホテルにおいて平成18年度四国ブロック産業保健センターコーディネーター会議が四国各県のコーディネーター(22名)と産業保健推進センターの業務課長出席のもと開催されました。

会議では、はじめに各県代表の地域産業保健センターから事業実施状況の紹介説明が行われ、続いて各地域産業保健センターから提出されたセンターの利用促進、窓口相談業務及び長時間労働者への面接指導対応等の課題等について、各センターから取組状況や好事例等について熱心な意見交換が行われ、有意義な会議となりました。



会議(7月26日)の様子

本会議は昨年度佐島市において初めて開催され、2回目の開催。次回は来年度、愛媛県で開催予定。

産業医の選任で お困りではないですか

高知市医師会産業医学部会

高知市医師会産業医部会では、現在、産業医の紹介を行っておりますので、産業医の選任でお困りの事業所は、高知市医師会産業医部会（高知市医師会事務局）をご利用下さい。
また、高知地域産業保健センターでは、50人未満の事業所を対象に、産業医による産業保健指導・講話（メンタルヘルス講話・指導も実施しております。）を無料で行っておりますので、お気軽にご利用下さい。

★お問い合わせ先

高知市医師会産業医部会（高知市医師会事務局）
TEL088-824-8311 FAX088-872-7262

高知地域産業保健センター
TEL・FAX兼用088-833-1248

(財)労災保険情報センターのご紹介

労災保険情報センター高知事務所

財団法人労災保険情報センター(RIC)では、厚生労働省の委託を受けて、労災医療、労災補償等の労災保険制度全般のご相談をお受けしております。
相談は無料で秘密は厳守いたします。お気軽にご相談ください。

★お問い合わせ先

(RIC)財団法人 労災保険情報センター
高知事務所

〒780-0870 高知市本町1-1-3 朝日生命本町ビル8階
電話番号088-825-2226 / FAX088-825-1322
相談用フリーダイヤル 0120-198-977

産業医等産業保健スタッフのための

母性健康管理研修会

女性の職場進出が拡大する一方で少子化が一層深刻となるなか、働く女性が妊娠中及び出産後において健康で安心して就業できるよう、事業場内における母性健康管理体制を整備することが重要になっています。

母性健康管理に関する措置が適切に実施されるためには、労使の理解と実務を担当する産業医等の産業保健スタッフ等が十分な知識を有することが必要です。

このため、産業医等産業保健関係者及び機会均等推進責任者に対して、母性健康管理に関する資質向上を図るための研修会を実施しますので、多くの方のご参加をお願い申し上げます。



- ◇ 日 時 平成19年11月15日(木) 13時00分から17時00分
- ◇ 場 所 ウェルサンピア高知(高知市高須砂地155番地)
- ◇ 対象者 産業医、医師、保健師、助産師、看護師、衛生管理者、機会均等推進責任者等
- ◇ 参加費 無料
- ◇ 募集人数 100人
- ◇ 研修内容

	研 修 内 容	時 間	講 師
1	① 管内の働く女性の現状 ② 男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置 ③ 労働基準法における母性保護規定	1時間	荒木 治美 高知労働局 雇用均等室長
2	① 母子保健の理念(母子保護法) ・母子保護の目的と意義 ② 妊娠中の症状等に対応する措置 ・措置と症状の関連	1.5時間	三木 鈴 高知労働局 母性健康管理指導医
3	職場における妊産婦の健康管理と産業医等産業保健スタッフ等の役割 ・妊産婦の健康への配慮 ・相談手法、配慮すべき設備 ・情報提供、教育研修 ・母性健康管理システム ・職場との連携	1.5時間	初見 智恵 新日本監査法人 健康サポートセンター 産業医

- ◇ 申込方法 当センターのHPから直接お申し込み頂くか、20頁の「受講申込書」に記入の上Faxにてお申し込みください。
- ◇ 申込先 高知産業保健推進センター
- ◇ 本研修は日本医師会認定産業医研修として申請するものです。
基礎研修「後期4単位」又は生涯研修「更新1単位・専門3単位」
- ◇ 後 援 社団法人日本医師会・財団法人女性労働協会

産業医学研修会のご案内

当センターでは、平成19年10月から平成20年3月までの間に下記のとおり産業医学研修会を開催いたします。皆様のご参加をお待ちしております。

記

- 会場 No.7.8.9.10.12 高知県高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル4階研修室
No.11 高知市城山町 270番地 高知鏡川病院睡眠医療センター内
- 定員 30名。但しNo.11の実地研修のみ20名。
- 申込期限 開催日の1週間前まで。ただし、定員に達し次第締め切らせていただきます。
- 受講料 無料です。
- 申込 20頁の「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、当センターまでFAXにてお送り頂くか、当センターHPより申し込みください。

No.	開催日時	研修内容・講師(予定)	単 位 (申請中)
7	平成19年10月13日(土) 14時00分～16時00分	職場改善の実際～人間工学の立場～ 定員に達しました スライドの供覧による現場での課題について、グループ討議によって問題点を検討し、具体的な改善方法を検討する。グループ発表のあと関連する事項に関する講義を行う。 講師 宇土 博 広島文教女子大学 教授	生涯実地 2単位
8	平成19年11月1日(木) 18時00分～20時00分	化学物質の有害性～GHSはリスク・マネジメントに役立つか?～ GHS(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)は、世界的に統一されたルールに従って、化学品を危険有害性の種類と程度に分類し、その情報が一目でわかるよう、ラベルで表示したり、安全データシートを提供したりするシステムである。2003年に国連から発出され、アジア太平洋諸国は2006年中を目標に、国際的に導入を進めており、2006年から労働安全衛生法にGHS準処が入った。福井大学での職場巡視の経験を含めたGHS利用を中心に、化学物質の有害性評価について解説する。 講師 日下 幸則 福井大学医学部 教授	生涯専門 2単位
9	平成19年12月15日(土) 14時00分～16時00分	職場改善の実際2(実地) 定員に達しました 作業管理の立場から職場改善について、作業動作、作業姿勢だけでなく、作業空間や作業編成の問題も含めて、事例を中心に討論を交えて学習する。 講師 酒井 一博 (財)労働科学研究所 常務理事	生涯実地 2単位
10	平成20年1月26日(土) 14時00分～16時00分	アスベストの健康影響の疫学～職場と近隣～ 石綿の健康影響は、従来から課題となってきた職場だけでなく、2005年クボタ旧石綿工場の周辺での中皮腫発生が知られ、社会的注目を集めた。それを契機に行われた近隣の疫学調査の結果を踏まえ、職場労働者及び近隣の一般住民を視野に入れた健康影響の実態や対応のあり方について解説する。 講師 車谷 典夫 奈良県立医科大学 教授	生涯専門 2単位

No.	開催日時	研修内容・講師(予定)	単 位 (申請中)
11	平成20年2月16日(土) 14時00分～16時00分	<p>睡眠時無呼吸症候群～診断と治療について～ 定員に達しました</p> <p>睡眠時無呼吸症候群は、健康への悪影響だけでなく日中に強い眠気を伴うことから、運転労働など産業現場においても、その診断・治療の必要性が重要な課題となってきた。この疾患の最近の知見を解説すると共に、診断・治療の実際について、睡眠医療センターの設備・機器を用いて具体的に紹介する。</p> <p>講師 川田 誠一 高知鏡川病院睡眠医療センター 所長</p>	生涯実地 2単位
12	平成20年3月13日(木) 14時00分～16時00分	<p>長時間労働者への対応</p> <p>過重労働問題の基本である長時間労働への対応のあり方について解説し、医師による面接指導の実際について経験事例を通して述べる。</p> <p>講師 昇 淳一郎 パナソニック四国エレクトロニクス(株) 専属産業医</p>	生涯専門 2単位

産業保健スタッフや事業主・従業員など
どなたでも参加できます。

産業医学
研修会

産業保健
セミナー

産業看護
研修会

無料です



独立行政法人労働者健康福祉機構



高知産業保健推進センター

産業保健セミナーのご案内

当センターでは、衛生管理者、事業主、労務担当者、保健師、労働者等、産業保健関係者に対して実践的な能力向上のため、産業保健セミナーを開催しています。平成19年10月～平成20年3月までの間に開催するセミナーは次のとおりでありますので、ぜひご聴講下さい。

- 会場 高知県高知市本町4-2-40ニッセイ高知ビル4F 高知産業保健推進センター研修室
- 定員 30名
- 申込期限 開催日の1営業日前まで。ただし、定員に達し次第締め切らせていただきます。
- 受講料 無料です。
- 駐車場 当センターは駐車場がありませんので、公共交通機関等をご利用ください。
- 申込 20頁の「受講申込書」に必要事項を記入の上、当センターまでFAX又は郵送でお送り頂くか、当センターHPよりお申し込み下さい。

No.	開催日時	テーマ・内容	講師
12	H19.10.18 (木) 14:00～ 15:30	発達障害とは何だろう? 発達障害という言葉をよく見聞きをするようになりました。しかしその実態はピンとこない方が多いのではないのでしょうか?実は発達障害という概念は歴史も浅く結構いい加減でもあります。しかし、発達障害という枠組みを通して、それらしき人を見るとその人が理解しやすくなり対応しやすくなるという利点もあります。	宮崎 洋一 近森病院第二分院 副院長(特別相談員)
13	H19.10.26 (金) 14:00～ 15:30	職場の腰痛予防と運動療法 腰痛の大部分のものは病気といえる程のものではないにしても、殆どのものが経験する症状であります。脊柱の変形や肥満体型の方が多くようです。出来るだけ腰痛を予防し、快適な生活を送れるように適度な運動療法を行うことは大切です。	熊野 修 高知北病院 副院長 (基幹相談員)
14	H19.11.16 (金) 14:00～ 15:30	「食事の質」「生活リズム」と命の営みーその1ー 「食事は誰でも毎日当たり前に行っているため、「正しくできている」「見直す必要なんか無い」と勘違いしている人が多いのも事実」です。空腹感を癒し、料理を楽しむ、嗜好を満足させる食事が日々の暮らし方や生活習慣病(高血糖、高脂血症、高血圧)とどのように関わっているかを、血液中の栄養素の運搬(心臓、肺、肝臓、腎臓)を通して紹介します。	川村 美笑子 高知女子大学/高知 女子大学院 教授 (特別相談員)
15	H19.11.21 (水) 14:00～ 15:30	医療従事者のストレスマネジメント 患者が医療者に向ける目は厳しい。相次ぐ医療事故の報道もあいまって、患者との信頼関係はできにくい環境にある。医療現場への過剰な期待不適切な対応から生じる苦情・紛争・訴訟が日常化しているのが現状である。そんな厳しい環境の下でもモラルとモラールの高い医療者である為に、どのような支援が求められているのか管理者の立場から提案したい。	久保田 聡美 近森病院 総看護師長 (特別相談員)
16	H19.12.6 (木) 14:00～ 15:30	石綿飛散防止対策について 石綿障害予防規則が改正されました。本研修では、レベル3の建築物の解体を中心とし石綿飛散防止対策を紹介します。	門田 義彦 門田労働衛生コンサル タント事務所 所長 (基幹相談員)

No.	開催日時	テーマ・内容	講師
17	H19.12.14 (金) 14:00～ 15:30	職域における呼吸器関連疾患の管理～インフルエンザ対策を含めて～ 気管支喘息、COPD、睡眠時無呼吸症候群等、職域における呼吸器関連疾患や今日のインフルエンザ対策について解説します。	町田 健一 高知病院 医師 (基幹相談員)
18	H20.1.10 (木) 14:00～ 15:30	屋外作業場における作業環境に関するガイドラインについて ガイドラインの趣旨、測定の対象となる屋外作業場、作業環境の測定方法及び測定結果の評価並びに必要な措置等について説明します。	川村 清雄 (株)東洋技研・環境技術 センター 技術顧問 (基幹相談員)
19	H20.2.7 (木) 13:00～ 16:00	AED取扱講習 心臓に電気ショックを与えて救命を図る自動対外式除細動器の取り扱いについて	高知市消防局 救急救命士
20	H20.2.14 (木) 14:00～ 15:30	脳卒中～脳梗塞を中心に～ 長年の生活習慣が原因とされている恐ろしい脳卒中。この機会に知識と理解を深めよう。	森岡 茂治 老人保健施設シルバー マリン 医師 (基幹相談員)
21	H20.2.25 (月) 14:00～ 15:30	これからの健診・保健指導とメタボリックシンドローム 平成20年度からの健診を中心に	五十嵐 恵子 高知県総合保健協会 保健指導課 課長 (基幹相談員)
22	H20.3.21 (金) 13:30～ 15:00	嗜癖問題の考え方 ～お酒、過食、ギャンブル等～	伊藤 高 いとうクリニック 院長 (基幹相談員)

産業看護職研修のご案内

当センターでは産業保健研修の一環として、主に保健師・看護師を対象とした産業看護職研修会を開催しています。内容的には保健師・看護師向けのものとなりますが、保健師・看護師以外の職種の方からの参加も募集していますので、お気軽にご参加下さい。

なお、研修会場・定員・申込期限・受講料・駐車場に係る事項・申込方法等は、17頁の産業保健セミナーの条件と同様(ただし、No8「コーチング第2回」は、会場場所が未定)ですので、そちらの方を併せてご参照下さい。

No.	開催日時	テーマ・内容	講師
6	H19.10.2 (火) 15:00～ 16:30	基礎講座(2) 作業環境管理と作業管理 労働者の健康障害予防における作業環境管理・作業管理の役割及び管理方法や関連法令の基本的事項について解説する。	大原 啓志 高知産業保健推進 センター 所長
7	H19.10.20 (土) 14:00～ 17:00	コーチング(第1回) コーチングは、話し手が「自ら考え、自ら決断し、自ら行動する」ことを支援するコミュニケーション技術の1つです。第一回目は、その概要について、ワークを取り入れながら解説します。	笠原 賀子 高知女子大学 教授

No.	開催日時	テーマ・内容	講師
8	H19.11.3 (土) 14:00～ 17:00	コーチング(第2回) コーチングの大きな特徴の一つは、「質問」によって、話し手の本当の気持ちや可能性を引き出すことにあります。今回は、この「質問」に焦点をあてて演習形式で学びます。皆で新しい視点を見つけましょう。	笠原 賀子 高知女子大学 教授
9	H19.12.4 (火) 15:30～ 16:30	基礎講座(3) 職場の健康診断と健康管理 職場における健康診断の種類と労働者の疾病との関連、健康診断実施後の措置と衛生管理について解説する。また、健康管理事業者の責任、安全(健康)配慮義務との関連について考える。	大原 啓志 高知産業保健推進 センター 所長
10	H20.1.予定 14:00～ 17:00	アサーション さわやかな自己表現を目指して	細木 むつみ シニア産業カウンセラー

第2回 復職支援ワークショップのご案内

(共催 高知障害者職業センター)

うつ病などによって長期休職する人たちを、どのように円滑に職場復帰させればいいのか悩んでいる企業の担当者も多いのではないのでしょうか。そうした問題を解決する方法を学ぶため、以下のとおりワークショップを開催します。

1 ワークショップテーマ うつ病等による休職者の復職支援

2 概要 職場復帰や雇用管理について企業担当者同士で意見交換を行った後、高知障害者職業センターで行っている復職支援の取り組みや復職した事例をご紹介します。また、個別でのご相談にも応じます。

3 講師 松原 孝恵 (高知障害者職業センター 主任障害者職業カウンセラー)

4 日時 平成20年1月17日(木) 14:00～16:00

5 場所 高知産業保健推進センター 研修室(高知市本町4-2-40ニッセイ高知ビル4F)

6 定員 30名

7 申込 20頁の「受講申込書」に必要事項を記入の上、当センターまでFAX又は郵送でお送り頂くか、当センターHPよりお申し込み下さい。

産業医学研修会・母性健康管理研修会・産業保健セミナー受講申込書

※ ↑ご希望の方を○で囲んでください

高知産業保健推進センター あて(Fax 088-826-6151)

次のとおり申し込みます。

受講希望研修会及びセミナー

番号	開催日	テーマ	センター受付番号
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		

申込者(受講者)に関する事項

該当する項目をご記入下さい。□にはチェックをいれて下さい。

事業場名			
業種			
所在地	〒 -		
連絡先 電話番号	(<input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 個人) - -	Fax	(<input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 個人) - -
E-mail	(<input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 個人)		
所属部署		職名	
職種	<input type="checkbox"/> 産業医 <input type="checkbox"/> 事業主 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 衛生管理者・推進者 <input type="checkbox"/> 労務管理担当者 <input type="checkbox"/> 産業保健機関 <input type="checkbox"/> その他		
受講者氏名	ふりがな		

以降は、産業医学研修会・母性健康管理研修会を申込の方で産業医の方のみ記入をお願いします。

産業医認定番号		資格更新期限	平成 年 月
産業医学研修会受講票送付先 (事業場への送付を希望される方は、同上去記載下さい。)	〒 -		

センター仮受付印

殿

お申し込み頂きました産業医学研修会・産業保健セミナーの件につきまして、

参加を受付しました。

(産業医学研修会を申込の方には、後日受講票を送付いたします。)

定員を越えている為、受付できません。

恐れ入りますが、またの機会にお願い致します。

第47回 高知県精神保健福祉大会
第52回 精神保健シンポジウム

働く人のメンタルヘルス 今、私たちの職場で できることは？

2007年

10月30日 午後0:30～4:30

高知県民文化ホール(グリーン)

入場
無料

特別講演

● 演題

「職場におけるメンタルヘルス対策の現状と課題」

廣 尚典 氏 (高知医科大学保健学専攻学長)

シンポジウム

「高知県における取り組みと今後の課題」

～職場復帰を中心に～

主催 高知県精神保健福祉協会、高知大学精神科、高知大学保健学専攻

共催 高知県精神保健福祉協会

〒780-8555 高知市高知1-1-1 高知大学保健学専攻 4F 401号室 TEL 087-821-1111 FAX 087-821-1112

問い合わせ

高知県精神保健福祉協会 TEL 087-821-1111 FAX 087-821-1112 高知大学保健学専攻 TEL 087-821-1111 FAX 087-821-1112

高知大学保健学専攻 TEL 087-821-1111 FAX 087-821-1112 高知大学保健学専攻 TEL 087-821-1111 FAX 087-821-1112

高知大学保健学専攻 TEL 087-821-1111 FAX 087-821-1112 高知大学保健学専攻 TEL 087-821-1111 FAX 087-821-1112

高知大学保健学専攻 TEL 087-821-1111 FAX 087-821-1112 高知大学保健学専攻 TEL 087-821-1111 FAX 087-821-1112

高知大学保健学専攻 TEL 087-821-1111 FAX 087-821-1112 高知大学保健学専攻 TEL 087-821-1111 FAX 087-821-1112

高知産業保健推進センター 相談員のご紹介

1 基幹相談員

担当分野	氏名	所属	専門分野	勤務日
産業医学	森岡 茂治	介護老人保健施設シルバーマリン医師	じん肺、保健指導、健康管理	第2・木曜日
	熊野 修	高知北病院副院長	筋骨格系疾患	第4金曜日
	坪崎 英治	高知検診クリニック院長	消化器、健康評価、保健指導、健康指導、じん肺、振動障害	第1・2水曜日
	森木 光司	森木病院院長	循環器、人工透析	第3火曜日
	町田 健一	高知病院医師	呼吸器、内科	第2金曜日
労働衛生工学	門田 義彦	門田労働衛生コンサルタント事務所所長	労働衛生工学	木曜日ローテーション
	中西 淳一	東洋電化工業(株)環境部研究開発課課長	労働衛生工学	
	川村 清雄	(株)東洋技研技術顧問	労働衛生工学	
メンタルヘルス	伊藤 高	いとうクリニック院長	メンタルヘルス	第1・3金曜日
労働衛生関係法令	樋口 悠紀夫	元高知労働基準監督署署長	労働衛生関係法令	第2・4月曜日
カウンセリング	森 由枝	森社会保険労務士事務所所長	カウンセリング	第1・3水曜日
保健指導	五十嵐 恵子	高知県総合保健協会保健指導課長	保健指導	第4月曜日

2 特別相談員

担当分野	氏名	所属	専門分野	勤務日
産業医学	杉原 由紀	高知県総務部職員厚生課職員健康推進監	保健指導	
メンタルヘルス	宮崎 洋一	近森病院第二分院副院長	メンタルヘルス	
	徳平 繁行	一陽病院院長	メンタルヘルス	
	久保田 聡美	近森病院看護師長	メンタルヘルス	
保健指導	川村 美笑子	高知女子大学生生活科学部教授	栄養生理学、保健栄養学	
	奴田原 淳	奴田原歯科医院院長	歯科	
	江淵 有三	江淵歯科診療所院長	歯科	

3 地域相談員

担当分野	氏名	所属	専門分野	勤務日
産業医学	高知 島本 政明	島本病院院長	消化器	
	高知 古賀 眞紀子	早明浦病院院長	小児科	
	須崎 田村 章	田村外科院長	一般外科、消化器外科	
	中村 清谷 知郎	清谷医院院長	メンタルヘルス	
	安芸 楠瀬 賢三	楠瀬医院	内科	

平成19年度 産業保健相談員勤務表

平成19年9月1日現在

	月	火	水	木	金
第一			坪崎 (産業医学) 森 (カウンセリング)	労働衛生工学 相談員	伊藤 (メンタルヘルス)
第二	樋口 (労働衛生関係法令)		坪崎 (産業医学)	森岡 (産業医学) 労働衛生工学 相談員	町田 (産業医学)
第三		森木 (産業医学)	森 (カウンセリング)	労働衛生工学 相談員	伊藤 (メンタルヘルス)
第四	樋口 (労働衛生関係法令) 五十嵐 (保健指導)			労働衛生工学 相談員	熊野 (産業医学)

※1 相談時間は、全て13:00～17:00までとなっております。

※2 木曜日の労働衛生工学に関しては、門田・中西・川村の3名でローテーションしております。

産業保健に関するどんな相談でも結構です。各分野の産業保健相談員が、健康管理、健康教育等産業保健活動全般に関する相談に応じます。電話、FAX、電子メールで、あるいは来所してください。必要な場合は現場に出かけてご指導いたします。

産業保健相談員の担当分野

健康診断の事後措置、職業性疾病の予防対策、職場巡視の方法

労働衛生工学作業環境の改善方法

職場のメンタルヘルスの進め方

関係法令の解釈

職場におけるカウンセリングの進め方

勤務形態や生活習慣に配慮した生活指導の方法

各 位

高知産業保健推進センター所長

「こうちさんぽメールマガジン」の配信希望案内について

概要

センターでは2007年2月より、原則として毎月1日にメールマガジンを配信します。その主な内容は、相談員のアドバイス、産業保健 Q&A、労働災害の事例、事業内容やトピックス、研修・セミナー等の情報、ビデオ等新着教材の紹介等になります。当センターのホームページで詳細をご確認頂けるものですが、定期的チェックの機会としてのご活用を頂けたらと思います。

なお、このメールマガジンは、当センターホームページとは別に weblog「こうちさんぽ weblog」を用いて運用・配信し、そこに投稿された記事をメールマガジンとして受け取る事ができる仕組みです。

そのメールマガジンの配信のタイミングは、毎日1回配信されるというものではなく、こうちさんぽ weblog の記事の更新が行われた場合、その翌日の午前10時ごろに登録された購読者宛にメールマガジンが自動的に配信されます。

購読方法

以下のサイトから購読登録をお願いします。なお、購読解除もオンラインで可能です。

こうちさんぽメールマガジン購読案内URL : <http://www.kochisanpo.jp/mailmagazine/index.html>

なお、Emailが受け取れない環境にある方に対しては FAX にてメールマガジンを送信するサービスもっておりますので、FAXでの購読をご希望の方は、以下の連絡表にてお申し込み下さい。

高知産業保健推進センター殿

FAX 088-826-6151

こうちさんぽメールマガジンFAX購読希望連絡表

平成 年 月 日

配信希望先FAX番号 :		
氏名(ふりがな)※必須	勤務先名・所属部課名等※必須	電話番号(勤務先電話番号)※1
()		
住所※1 (勤務先所在地)		
職種	<input type="checkbox"/> 事業主 <input type="checkbox"/> 産業医 <input type="checkbox"/> 一般医師 <input type="checkbox"/> 安全衛生推進者 <input type="checkbox"/> 産業看護職 <input type="checkbox"/> 労務担当者 <input type="checkbox"/> 一般労働者 <input type="checkbox"/> その他()	

※1: 配信不能になった時の連絡先として使用いたします。

高知産業保健推進センター TEL 088-826-6155
〒780-0870 高知県高知市本町 4-2-40 ニッセイ高知ビル 4 階
ホームページ <http://www.kochisanpo.jp/>

1 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金のご案内

小規模事業場産業保健活動支援促進助成金は常時50人未満の労働者を使用する小規模事業場の事業者が産業医の要件を満たした医師を共同して選任し、当該医師から提供される産業保健サービスを受けて実施する産業保健活動により労働者の健康管理等を促進することを奨励するために支給されます。

支給対象となる事業者

産業医の要件を満たした医師を共同して選任し、当該医師から労働者の健康管理等の全部または一部を行わせる一定の要件を満たす小規模事業場の事業者が助成金の支給対象となります。

支給申請時期

助成金の申請期間は、毎年4月1日から5月末日まで、6月1日から6月末日まで、10月1日から10月末日までです。

助成金が支給される時期

助成金は3か年度を限度として支給されますが、2年度、3年度目についても、申請のため申請が必要ですが、

助成金の支給額

助成金は、1年度につき小規模事業場の規模に応じて1事業場当たり次の額が支給されます。ただし、その医師を共同して選任するのに要した費用の額が下記の金額を下回る場合は、当該医師を選任するのに要した額が支給されます。



小規模事業場の区分	金額
常時使用する労働者が30人以上50人未満の小規模事業場	63,400円
常時使用する労働者が10人以上30人未満の小規模事業場	67,400円
常時使用する労働者が10人未満の小規模事業場	66,400円

2 自発的医療診断受診支援助成金のご案内

支給対象者

深夜業務に従事した方

勤務した期間の一部が10時から翌日の午前0時にかかる方も含まれます。

● 常時使用する労働者

- 自発的に医療診断を受診する日数9ヶ月の間に1ヶ月当たり4回以上（連続9ヶ月で合計24回以上）深夜業務に従事した方

助成金額

医療診断に要した費用（消費税を含む）の3/4に相当する額。

上限 7,500円

- ※ 自発的医療診断とは、事業主の行う定常医療診断以外に労働者個人の意志で受ける医療診断をいいます。
- ※ 人間ドックにも利用できます。
- ※ 助成金は、各年度につき1回に限ります。
- ※ 労働保険料滞り等理由で選任する労働者は対象となりません。



高知産業保健 推進センターの業務

窓口相談・実地相談

産業保健に関する様々な問題について、専門スタッフがセンターの窓口、電話等で相談に応じ、解決方法を助言します。



CONSULTATION

情報の提供

産業保健に関するビデオ、図書等の閲覧、貸出しを行います。また、定期的に情報誌を発行します。



INFORMATION

研修

産業保健に関する専門的かつ実践的な研修を実施します。また、各機関、各団体が実施する研修について、教育用機材の貸与、講師の紹介を行います。



STUDY

広報・啓発

職場における産業保健の重要性を理解していただくため、事業主セミナーを開催します。



SEMINAR

調査研究

産業保健活動に役立つ調査研究を実施し、その結果を提供します。



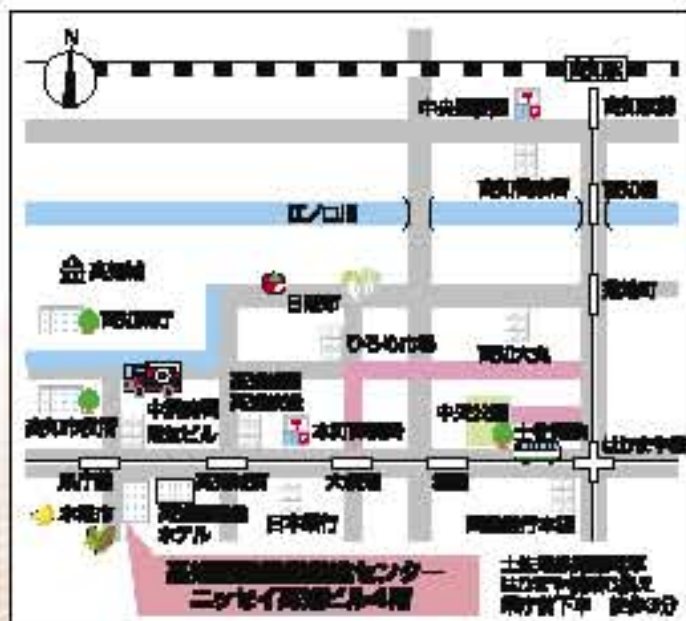
RESEARCH

助成金の支給

◇労働者50人未満の事業場が産業医を共同して選任した場合、助成金を支給します。
◇深夜業に従事する労働者が自発的に健康診断を受診した場合、助成金(費用の3/4、上限7,500円)を支給します。



SUBSIDY



ご利用いただける日時

休日を除く毎日 AM9:00~PM5:00
(休日は毎週土・日曜日及び祝日、年末年始)

独立行政法人労働者健康福祉機構 高知産業保健推進センター

〒780-0870

高知県高知市本町4-2-40ニッセイ高知ビル4階
TEL 088-826-6155代 FAX088-826-6151

■ホームページ

<http://www.kochisanpo.jp/>

■Eメール

info@kochisanpo.jp